

## 米子市認知症高齢者等事前登録制度の開始について

### 1 制度の目的

認知症である高齢者その他の認知機能が低下した状態にある方が行方不明となった場合に、事前登録により市と米子警察署が情報共有し、その方を早期発見・保護を図るための制度。

### 2 制度内容

#### (1) 登録できる人

市内に住み、認知症等により行方不明になる可能性のある方。申請者は、ご本人又はその家族。

#### (2) 申請先 米子市長寿社会課

#### (3) 申請内容 別紙申請書のとおり

#### (4) 申請する利点

- ・行方不明時に、警察に届け出をした際、速やかに情報共有ができる。
- ・警察が、身元不明の認知症の方を保護した場合、身元確認が速やかに行える。

#### (5) 申請後の流れ

市に申請 ⇒ 米子警察署に申請書の写し送付 ⇒ 搜索、身元確認に利用

### 3 運用開始日

平成29年8月16日

### 4 参考

#### (1) 米子市の認知症高齢者数 5, 103人（平成29年4月1日現在）

#### (2) 市の認知症施策（例）

- ・認知症サポーター（認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方）の養成

平成21年度から28年度までの累計は14, 637人

- ・地域包括支援センターの相談・訪問 平成28年度実績 1, 265件
- ・認知症カフェ（認知症の方とその家族、地域住民等が集う相談や学びの場）

平成29年7月時点 13ヶ所

- ・認知症行方不明者搜索模擬訓練の実施。平成23年度から実施。平成29年度は、県地区で11月19日に実施予定。

#### (3) 県内他市の状況

- ・鳥取市は、事前登録制度はあるが、登録時からの警察署との情報共有はなし。
- ・倉吉市、境港市は制度なし。

米子市認知症高齢者等事前登録申込書

米子市長 様

米子市認知症高齢者等事前登録制度による登録を受けたいので、次のとおり申し込みます。  
なお、この申込みに当たり、この申込書の写しを米子警察署長に送付されることに同意します。

申込日 年 月 日

申込者氏名		本人との続柄	
住所			
連絡先			

【登録者情報】登録No. \_\_\_\_\_ (GPS 有・無、反射シール 有・無)

本人の状況	ふりがな	-----			男 女	上半身正面の写真 を貼ってください。  【写真撮影日 年 月 頃】
	氏名	旧姓( )				
	生年月日	年 月 日	年齢	歳		
	住所	米子市				
	電話番号					
	特徴	身長:	cm	体重:	kg	
		体型:	太め・普通・やせ気味	眼鏡:	有・無	
		その他(歩行状態、よく出かける場所、持ち歩くもの等)				
	病名・症状					
	特記事項	対応に注意してほしいこと、保護時に注意してほしいこと等				
居宅介護支援 事業所情報	担当ケアマネジャー	事業所名	電話番号			
緊急連絡先①	氏名:	(続柄: )	電話番号(日中)	(夜間)		
緊急連絡先②	氏名:	(続柄: )	電話番号(日中)	(夜間)		
本人の 実家	住所		車両情報	番号		
				車種		
				色		

裏面もご記入ください。

(情報提供に係る同意欄)

本人が行方不明となった場合に、この申込書に記載された情報を、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会、民生委員その他の関係機関に提供されることに同意します。

同意者 申込者 (印)

本人 (印)

(本人の同意が困難な場合:本人の同席 有 無)

※同意者が署名された場合は、押印を省略することができます。

全身の写真を貼ってください。